

## 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

大項目	持続可能な財政運営				No.	60	
中項目	市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組				担当課	債権管理課	
具体的な改革項目	市の未収金の効率的な債権回収						
現状と課題 (これまでの取組)	平成19年度から平成23年度の間、納税課において未収債権の徴収一元化を試行し、平成24年7月17日に債権管理課を設置し、平成24年度は市税、国民健康保険料ほか計12債権から徴収困難案件を引き受け、徴収の一元化を実施。平成24年8月に新潟市債権管理推進委員会を設置し、全庁的に情報の共有化を行い、新潟市債権管理基本方針及び新潟市債権管理マニュアルを策定する。未収金縮減に向けては、更なる全庁的な取組が必要である。						
改革実施概要	改革の目的、 考えられる効果	・滞納・未納を放置することは、納期内納付者との公平性・公正性を欠くものであり、市政への信頼の低下や、納付倫理の低下などを招くこととなる。債権回収の効率化を図りながら、公平・公正な行政の推進、未収債権の早期解消に努めることで、市民負担の公平性や財源の確保が図られる。					
	取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな未収金発生の防止（抑止）</li> <li>・過去の未収金の整理</li> <li>・全庁一体となった取組の推進</li> <li>・債権回収に向けた連携の強化</li> <li>・市民への積極的な周知・啓発活動の展開</li> </ul>					
	取組工程 (具体的な内容)	現状	平成25年度		平成26年度		最終目標／ 27年度以降
			計画	実績	計画	実績	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 12 債権</li> <li>・新潟市債権管理推進委員会の設置</li> <li>・新潟市債権管理基本方針の策定</li> <li>・新潟市債権管理マニュアルの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14 債権</li> <li>・新潟市債権管理条例制定について検討・策定</li> <li>・統合債権管理システムの構築について実態調査、基本構想策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14 債権</li> <li>・新潟市債権管理条例についてパブリックコメントを実施し、平成26年3月20日制定</li> <li>・統合債権管理システムは、開発計画の見直しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14 債権</li> <li>・新潟市債権管理条例の施行</li> <li>・統合債権管理システムの構築について基本設計・実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14 債権</li> <li>・新潟市債権管理条例の周知及び同施行規則改正</li> <li>・統合債権管理システムの構築に向けた調査・検討</li> <li>・平成27年度からの3年間の新潟市債権管理基本方針を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な持続可能な債権管理体制について組織の見直しを行う</li> <li>・統合債権管理システムについては、平成27年度から開発を行い、平成28年度中の運用開始を目指す</li> </ul>	
指標	年度末における未収金額 (全庁的取組)	130億円(見込み)	115億円	119.4億円	100億円	110.8億円	継続して縮減に取り組む



(各年度10月、年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度
進捗管理	取組の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14債権実施。</li> <li>・引受債権全体での収納率54.1%。対前年同月比プラス2.3% (9/30時点)</li> <li>・条例制定に向けた市民意見募集の広報を実施。</li> <li>・統合債権管理システムは、共通番号法の成立により各業務システムの改修動向を踏まえ、計画を見直した。</li> <li>H25:実態調査、H26:調査・検討、H27:基本構想、H28:設計、H29:システム開発、H30:システム開発・稼働開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権数 14債権実施。</li> <li>・重複債務者の抽出。</li> <li>・徴収チームによる債権所管課、区役所への徴収支援。</li> <li>・新潟市債権管理条例の周知(市民、職員)。</li> <li>・延滞金、遅延損害金徴収方針整理</li> <li>・統合債権管理システムの構築に向けた調査・検討。</li> <li>・平成27年度から29年度の3年間の新潟市債権管理基本方針策定に向けた調査・検討。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受債権全体での収納率95.3%。対前年同月比プラス0.8% (3/31時点)</li> <li>・平成25年度末未収金額119.4億円(出納閉鎖後)</li> <li>・任用期間3年間の任期付き職員8名を11月から採用し、債権所管課が管理をする未収金について、徴収チームとして徴収支援を行った。</li> <li>・新潟市債権管理条例制定に向けたパブリックコメントを10月に実施し、1件の市民意見をいただいた。</li> <li>・新潟市債権管理条例、平成26年3月20日制定。平成26年4月1日施行(一部、平成27年4月1日施行)</li> <li>・統合債権管理システム構築に向けた実態調査を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収チームによる徴収支援を継続実施</li> <li>・各債権の延滞金、遅延損害金徴収方針を反映した新潟市債権管理条例施行規則の改正及び市民、職員への周知</li> <li>・統合債権管理システムの構築に向けた調査・検討</li> <li>・徴収緩和措置のうち延滞金等の減免に関する取扱基準の検討</li> <li>・平成27年度からの3年間の新潟市債権管理基本方針の策定</li> <li>・全庁的な持続可能な債権管理体制について、組織の見直しを検討</li> </ul>	

(年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度	
年度評価	取組工程、指標に対する評価	<p>14債権から徴収困難案件を引受け、主に自主納付による未収金縮減を推進した。収納率は、堅調な実績で推移してきたが、調定額と収入済み額が予測値から乖離したため、結果として指標にある未収金額を達成できなかった。今後は現年分の収納率を向上させることで目標達成につなげたい。また、平成25年度は法的措置や債権の放棄を行うなど、債権の整理を行った。さらに民間での徴収業務経験者を任期付き職員として採用し、債権所管課の支援を行わせることで、未収金の縮減や職員の徴収スキルの向上に効果があった。</p> <p>新潟市債権管理条例については職員への深化を図り、今後も全庁的に公平公正な債権管理を行っていく。</p> <p>統合債権管理システム構築については、共通番号法の成立により、各業務システムの改修動向を注視しながら、実施していく。</p>	<p>14債権の徴収一元化を実施。平成26年度は重複債務者対策を実施し、市民の納付相談の利便性を高めた。</p> <p>併せて法的措置による債権の整理を継続した。</p> <p>また徴収チームによる債権所管課、区役所での徴収支援を通じて、債権管理事務のフィードバック及び徴収スキルの伝達を行うなど、未収金縮減に向け徴収対策を強化するも縮減目標100億円達成には至らなかった。</p> <p>新潟市債権管理条例については、平成26年4月1日施行後速やかに市民への広報、職員への説明会を実施し周知、啓発を図った。</p> <p>また、各債権の延滞金、遅延損害金の徴収方針を整理するとともに新潟市債権管理条例施行規則の改正を行い、改めて市民、職員に周知を行った。</p> <p>統合債権管理システム構築については、平成31年度稼働に向けて調査・検討を進めた。</p> <p>徴収緩和措置について延滞金等の減免取扱いに関し、関係課によるワーキンググループを設け、認識の共有を図った。</p> <p>さらに、今後3年間の市の債権管理基本方針の策定や、全庁的に持続可能な債権管理体制について組織の検討を行い、効果的かつ効率的な債権管理を推進した。</p>	C
	課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁一体となった未収金縮減への取組み</li> <li>・重複債務者への対応</li> <li>・条例の周知（市民、職員）</li> <li>・統合債権管理システム構築</li> <li>・徴収緩和措置に関する取扱要領の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁一体となった未収金縮減への取組み</li> <li>・重複債務者への対応</li> <li>・統合債権管理システム構築</li> <li>・全庁的に持続可能な債権管理体制について組織の見直し</li> </ul>	C

(平成26年度上半期終了後に実施、下半期終了後に最終確定)		総合評価		平成27年度以降
計画期間の評価	取組工程、指標に対する評価	<p>平成24年度は12債権、平成25年度から14債権の徴収一元化を実施。平成26年度からは重複債務者を中心とした徴収対策強化、債権所管課への徴収支援強化を図るなど、未収金縮減に取り組んだものの、目標達成には至らなかった。</p> <p>庁内組織として新潟市債権管理推進委員会を設置し、全庁一体となった未収金縮減に向けた取り組みの強化を推進した。</p> <p>また、平成24年度は「新潟市債権管理基本方針」、「新潟市債権管理マニュアル」を整備し、平成25年度には新潟市債権管理条例（平成26年4月1日施行）を制定した。これにより、債権管理事務の基本的事項が整備され、債権管理の効果的かつ効率的な事務執行に繋げることができた。</p> <p>統合債権管理システムは、大規模なシステム構築となることやマイナンバー法施行による各業務システムの改修動向を見据える必要があることなどから、計画を見直し、システム稼働を平成31年度として、準備を継続している。</p>	C	未収金の縮減に向け、全庁一体となった取り組みを引き続き継続する。
	課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな未収金発生の防止（抑止）</li> <li>・過去の未収金の整理</li> <li>・全庁一体となった取組の推進</li> <li>・債権回収に向けた連携の強化</li> <li>・市民への積極的な周知・啓発活動の展開</li> </ul>		